

# PCSA アクションレポート（法律問題研究部会）

平成 29 年 10 月版

## 第 170 回法律問題研究部会

- 開催日時 平成 29 年 10 月 28 日（土） 午後 1 時～午後 4 時  
開催場所 PCSA 会議室  
出席人数 部員 16 名、賛助部員 3 名、正会員オブザーバー 1 名、合計 20 名  
出席者 <リーダー>  
荒田 政雄 夢コーポレーション株式会社 監査役  
<サブリーダー>  
八重樫 浩輝 株式会社合田観光商事 執行役員 業務推進部 部長  
<部員>  
辻 良樹 株式会社ダイナムジャパンホールディングス 法務グループ グループ長  
玄 昌起 株式会社ダイナム 営業統括部 業務担当 部長  
生島 靖也 株式会社ダイナム 法務・リスク管理部 法務担当  
影山 健二 株式会社ニラク 内部監査室 内部監査担当  
佐久間 仁 株式会社ニラク 法務部 グループマネージャー  
住谷 一真 夢コーポレーション株式会社 運営推進部 部長  
斎藤 明 夢コーポレーション株式会社 経営企画室 リスクコンプライアンス担当 マネジャー  
吉田 一雄 株式会社 TRY&TRUST 監査  
若林 昇 株式会社キョウサン  
小林 浩 株式会社ヒカリシステム 第 1 営業部 ディレクター  
武内 好努 アメニティーズグループ（株式会社パンドラ） 営業支援部 兼 監査室 課長  
小林 正俊 アメニティーズグループ（株式会社パンドラ） 営業支援部 係長  
志方 崇 株式会社チアエンタープライズ 専務執行役員  
西里 実 株式会社三永 経営戦略室 室長  
<賛助部員>  
國澤 良平 株式会社大商 景品流通部 部長  
石黒 勝 三本コーヒー株式会社 管理部 取締役 統括本部長  
長嶋 敦志 グローリーナスカ株式会社 サブマネジャー  
<正会員オブザーバー>  
福島 一実 夢コーポレーション株式会社 運営推進部 オペレーション改革グループ

### 1) 依存問題対策プロジェクトチーム 報告

日遊協の依存プロジェクトチームが作成した自己申告プログラムのマニュアルを共有した。このマニュアルには上限金額、排除、遊技時間、家族申告などのプログラム詳細が記載されている。なお、自己申告プログラム申込書には、申告者の顔写真の掲載が必要な点に注意。マニュアル以外には、ポスター、リーフレット、ステッカーなどが製作されている。また、安心パチンコパチスロアドバイザーの受講状況を確認した所、非組合店舗の受講が厳

しい事が判明、今後全日遊連遊連を通じて改善を図る。

## 2) 新基準に該当しない遊技機 設置比率アンケート

今年 12 月 1 日が期限の「新基準に該当しない回胴式遊技機の設置比率 30%以下」について、昨年 12 月より継続的会員企業に調査を依頼している。12 月 1 日の期限が刻々と近づいて来ており、目標の割合に収まりつつある。

## 3) 遊技機の認定申請に係る点検確認料の一部改定について

中古機流通協議会より、夜間の検査費用が千円から 5 千円に改定された。店舗での検査がほぼ夜間作業になる事、今後の認定作業において莫大な数の検査が実施される事から、ホール企業への影響を懸念している。一方、認定の際に使用する認定シールの在庫数が足りないのではないかと懸念もある。

## 4) 法律問題研究部会 質問コーナー

### Q1：18 歳未満の遊技客対応について

Q1-1：各社では、対応を一本化しているのか？

Q1-2：具体的にどの様な対応をしているのか？

<遊技料金の返却なし>

- ・基本的に持ち球は没収、遊技料金も返金しない。しかし、遊技料金の返却はまれではあるが、ケースによっては実施している。

<遊技料金の返却あり>

- ・玉は没収して遊技料金返金。遊技した事実がない「巻き戻した」状態にする事を重視している。  
(他 2 社が同様の対応)

Q2-1：認定に際して、遊技機（PS）の部品供給をしてくれないメーカーはあるのか？

Q2-1：Q2-1 に該当するメーカーがある場合は、そのメーカーが部品供給をしない理由や条件などは？

- ・部品供給について触れてきたメーカーはなし。
- ・非常に古い機種なので部品は出せないというメーカーあり。
- ・部品の在庫がないので出せないというメーカーあり。
- ・認定に絡めてというより、部品在庫の「ある」「なし」が「出せる」「出せない」の違いとなっている。

## 5) PCSA パチンコホール法律ハンドブック 2018 改定 新版発行について

9 月拡大理事会 in 大阪において、計上した作業分担で再度了承を得た。法律問題研究部会内で 1 チーム 2 名ずつ、2 チームを結成しそれぞれのチームにアシスタントつける。来年 2 月に発行予定で、会員本部に 2 冊、店舗に各 1 冊ずつの予定。

## 6) みなし機について

みなし機について、8～9 つの都道府県遊協からは通知が出ているが未だ曖昧な部分が多い。内容的には、基本撤去だが設置比率や該当機種、期限もハッキリとはされていない。更に該当機種のリストも現在通知されていない為、明確な対応が確立していない。各都道府県遊協からの通知を待ちそれに従う他ない状態。

## 7) 次回開催

平成 29 年 11 月 25 日（土）

午後 1 時～4 時

PCSA 会議室

以上